

令和 6 年度

第 3 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年6月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和6年度第3回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地判断について
- 議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第5号 大多喜町農用地利用集積計画について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第4号 利用権の終了について

<出席委員> (10名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番委員：加藤 浩明 | 2 番委員：中村 康之 |
| 3 番委員：渡邊 さなえ | 4 番委員：森 久雄 |
| 5 番委員：井口 峰幸 | 6 番委員：江澤 正久 |
| 7 番委員：小高 一哲 | 8 番委員：齊藤 一生 |
| 9 番委員：矢代 とみ江 | 10 番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員>

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	開 会 (午後 3 時 28 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 6 年度第 3 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。
議 長 (渡辺会長)	(渡辺会長あいさつ) それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 5 番の井口委員と 9 番の矢代委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (寺井)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3－3。所在：下大多喜地先 1 筆。地目：田。地積：326 m²。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/高齢で管理ができない為、譲り渡したい。譲受人/所有者が管理できない為譲り受けたい。権利内容：所有権移転。 事務局からの説明は以上です。
議 長	議案第 1 号、番号 3－3 については、矢代委員が現地調査を担当されまし

(渡辺会長)	たので、矢代委員から報告をお願いします。
矢代委員 (9番)	議案第1号、番号3-3について、5月28日午前中に譲渡人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、保全管理がされています。譲渡人の方が昨年まで畑として利用していたが、高齢のため耕作出来なくなり、譲受人は申請地の隣に住んでおり近いので季節の野菜を栽培したいそうで、譲渡人の要望により購入したいそうです。 問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号3-3について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3-3につきましては許可することで決定いたします。続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (寺井)	2頁をお開きください。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号5-3。所在：小土呂地先2筆。地目：田。地積1983㎡。貸人：町内の方。借人：東京都の法人。転用事由：再エネ活動の一環である太陽光発電事業を計画しており、本件土地は数年前から耕作を放棄しているとのことで、本敷地を有効活用したい為、太陽光発電事業の用地として転用したい。 又本計画に伴い、大掛かりな切土盛土、埋立てなどは行わず、除草、整地程度で、基礎となる杭打ち、架台組立、パネル等の取付を行い、設備周りをフェンスで囲う。転用を伴う地上権設定。 番号5-4。所在：久保地先1筆。地目：田。地積202㎡。貸人：町内の方。借人：町内の方。転用事由：借人は貸人と同居しているが、近々結婚することになり、現在住んでいる隣の農地に

	居宅を建築したい。建築資金は祖父母から借入し、土地は使用貸借契約により使用する。 雑排水は合併浄化槽を設置して既設水路に放流する。埋立てはせず、整地のみとする。転用を伴う使用貸借権設定 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	議案第2号、番号5－3については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、矢代委員から報告をお願いします。
矢 代 委 員 (9 番)	議案第2号、番号5－3について、5月27日午前中に事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、保全管理がされております。 この事業者は、令和2年に近隣に太陽光発電設備を設置し稼働しております。この時に申請地を見ており、現在耕作されておらず、適していたので、所有者と交渉したそうです。東側と南側に隣接農地がありますが、耕作されておらず保全管理されています。北西側に民家、アパートが隣接への日照等の影響はなく、施行中も騒音等配慮し、施工後は、部外者が入らない様にフェンス等を設置するそうです。埋め立て等を行わず整地のみを行うそうです。 隣接農地の方には、説明し承諾を得ているそうです。 問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号5－3について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号5－3につきましては許可することで決定いたします。 番号5－4については、江澤委員が現地調査を担当されましたので、江澤委員から報告をお願いします。
江 澤 委 員 (6 番)	議案第2号、番号5－4について、5月27日午前中に申請者、代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

議長 (渡辺会長)	現況は、畑として利用されており周辺は住宅地となっております。事業計画により専用住宅として利用するということですが、排水は既存の側溝に放流し、埋立等も行わず2階建てで、日照等の影響もないと思います。 問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号5－4について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号5－4につきましては許可することで決定いたします。続きまして、議案第3号「非農地判断について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	3頁をご覧ください。 議案第3号「非農地判断について」次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。 番号6－3。所在：平沢・笛倉・小内地先6筆。地目：田・畑。地積3,426㎡。 番号6－4。所在：田代地先1筆。地目：田。地積3,426㎡。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 番号6－3については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、渡邊委員から報告をお願いします。
渡邊委員 (3番)	議案第3号 番号6－3について、5月23日午後に事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 4筆については、立入りが困難なため、航空写真で判断しました。 川沿いの2筆は、護岸工事がされており竹等が繁茂しておりました。 すべて非農地として判断して問題はないと思います。

議 長 (渡辺会長)	ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号 6 - 3 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 3 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 番号 6 - 4 については、森委員が現地調査を担当されましたので、森委員から報告をお願いします。
森 委 員 (4 番)	議案第 3 号 番号 6 - 4 について、5 月 2 3 日に事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、檜等が生えており、進入路も人しか入れない状況です 農地として復元困難なため、非農地として判断して問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号 6 - 4 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 4 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 4 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	4 頁をご覧ください。 議案第 4 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」 次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。 番号 6 - 2。所在：笛倉地先 3 筆。地目：田。地積 448 m²。利用

	状況：2筆は昭和52年頃から玄関部分として増築して使用されていた。1筆は20年以上前から農業用倉庫や鶏舎が建っており、キウイや柿なども植栽されていたが、今回の申請地と一体的に利用されていた。 番号6-3。所在：横山地先1筆。地目：田。地積36㎡。利用状況：昭和47年12月頃から隣接の宅地と一体として利用していた。 番号6-4。所在：久保地先1筆。地目：畑。地積382㎡。利用状況：申請地は住宅への進入路、物置、駐車場、庭として住宅と一体的に利用しており、現況が変化してから26年～27年が経過している。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 議案第4号、番号6-2については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
渡邊委員 (3番)	議案第4号 番号6-2について、5月23日午後に事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 2筆は店舗兼住宅として利用されており、1筆は農業倉庫等で利用されていたようですが、倒壊しておりましたが住宅と一体で利用されていたと思われます。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井口委員 (5番)	このような案件を扱ったことがあるのですが、解らなくてやってしまったのか、故意にやったのか不明ですが、昔は転用が難しかったので、時間がたってしまって認めざるおえなくなっているのかを最近考えるようになったのですが。
議長 (渡辺会長)	事務局答えられますか。
事務局 (鈴木)	手続きをしていないかは不明ですが、転用の手続きをされていても登記をしていない方は、多くいらっしゃると思います。 昔の話なので、当時はどうだったかは不明です。
矢代委員	当時、農地法の許可を得てからでなければ出来ないと知っている人は少な

(9 番)	ったのではないのでしょうか。
議 長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号 6 - 2 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 2 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 4 号、番号 6 - 3 については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
矢 代 委 員 (9 番)	番号 6 - 3 について、5 月 2 7 日午前中に申請者、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、榎の木の垣根で覆われております。現況の地目は、田となっておりますが宅地の一部として使用されております。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号 6 - 3 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 3 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 4 号、番号 6 - 4 については、江澤委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
江 澤 委 員 (6 番)	番号 6 - 4 について、5 月 2 7 日に申請者、代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、駐車場、庭として宅地と一体で利用されております ご審議の程お願いいたします。
議 長	ご質問のある方は発言をお願いいたします。

(渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号 6 - 4 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 4 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 5 号「大多喜町農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	5 頁をご覧ください。 議案第 5 号「大多喜町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の作成にあたり、大多喜町長から決定を求められたので、次のとおり審議を求める。 新規の案件が 2 件です。 番号 6 - 2 所在：平沢地先 1 筆。地目：畑。地積：1,461 m²。貸付人：町内の方。借受人：一宮町の方。借賃：10,000 円。期間：10 年間。 番号 6 - 3 所在：平沢地先 2 筆。地目：田。地積：1,493 m²。貸付人：町内の方。借受人：一宮町の方。借賃：10,000 円。期間：10 年間。 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺委員)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 5 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第 5 号は原案どおり決定することとします。 続きまして、続きまして、議案第 6 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (寺井)	6 頁をご覧ください。 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の作成にあたり、大多喜町長から決定を求められたので、次のとおり審議を求める。 新規の案件が 6 件です。 番号 6－1 1 所在：石神地先 1 筆。地目：畑。地積：528 m²。貸付人：東京都の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：0 円／10a。期間：5 年間。 番号 6－1 2 所在：石神地先 6 筆。地目：畑・田。地積：10,315 m²。貸付人：東京都の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：0 円／10a。期間：5 年間。 番号 6－1 3 所在：石神地先 1 筆。地目：畑。地積：865 m²。貸付人：東京都の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。使用貸借権。期間：5 年間。 番号 6－1 4 所在：久我原地先 3 筆。地目：田。地積：6,536 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。使用貸借権。期間：5 年間。 番号 6－1 5 所在：久我原地先 1 筆。地目：田。地積：1,241 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。使用貸借権。期間：5 年間。 番号 6－1 6 所在：下大多喜地先 2 筆。地目：田。地積：1,293 m²。貸付人：千葉市の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。使用貸借権。期間：10 年間。 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺委員)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第 6 号は原案どおり決定することとします。 議件は以上でございます。 それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいた

事務局 (寺井)	します。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり14件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。 資料のとおり、3件照会がありすべて非農地として回答しました。 報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について、次のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。 資料のとおり2件受理をしました。 報告第4号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について、次のとおり、通知があったことを報告する。 資料のとおり1件連絡がなかった為満了処理をしました。 報告事項は以上となります。
議長 (渡辺委員)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事務局 (鈴木)	非農地判断について、地域計画のアンケートを送付した関係で、案件が多くなっております。 今後も多くなることが想定されており、すべてを現地確認すると農業委員の皆さんの手間が大変多くなると思われますので、遊休農地調査の結果、再生困難となっている農地のみ、一度農業委員等が確認しているので、総会での議決及び現地確認なしで、非農地と判断することとしていかがでしょうか。
議長 (渡辺委員)	一度、農業委員等で確認しているので、事務局案でいいのではないのでしょうか。
議場	————— 「異議なし」の声あり —————

議長 (渡辺委員)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。
	閉会（午後４時３０分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月6日

議 長 渡 辺 忠 洋

署名委員 井 口 峰 幸

署名委員 沢 次 と み 江